

日越共同イニシアティブ・フェーズ8 総括表

WT	行動計画（詳細はWT行動計画表に記載）	最終評価コメント	評価				
			◎	○	△	×	－
WT 1（判例制度/民事執行制度/競争制度）	a) 【判例制度】 判例の英訳の作成支援、及びその公開を目指す。具体的には、第8フェーズ終了までに12件の判例の英訳の完成、及びこれら英訳の最高人民裁判所のウェブサイトにおける公開を目指す	Covid-19の影響もあり、第8フェーズでは十分な打ち合わせの機会を設けることができなかったが、判例英訳作業については一定の進捗があった。次フェーズでは、英訳した判例の、最高裁判所のウェブサイトにおける公開に向けてより具体的な検討を進めたい。		○			
	b) 【競争制度】 JICA「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」と連携し、ハンドブック、年次報告書、市場調査報告書、ならびに、競争法及びその施行細則となる政令の英訳又は和訳の作成支援、ならびに、セミナー実施の際の支援を行う	一部完了できなかった項目があるものの、ハンドブック及び年次報告書の和訳版作成支援、セミナー実施の際の支援など、具体的な取組を実現できた。次フェーズでは、第8フェーズで完了できなかった項目の実施を含め、さらなる取組を実施していきたい。			○		
	c) 【民事執行制度】 [民事判決の執行の成功事例や、執行において重要となる点などを紹介したハンドブック等を作成し、これを題材としたセミナーを行うことで、民事執行制度に対する日本企業の知識と信頼を高める]	民事判決の執行において重要となる点などを紹介するハンドブックについて、民事判決執行総局と協力し、日本語及びベトナム語でファーストドラフトの作成は完成しており、当初設定した第8フェーズにおける目標は概ね達成できたものと考えられる。次フェーズでは引き続き民事判決執行総局と協力しハンドブックを完成させ、またこのハンドブックに関するセミナーを行いたい。	◎				
WT 2（投資法・企業法）	a-1) 越側は法令が投資のインセンティブを与えている場合、インセンティブの付与を許可する官庁が、付与の認定をためらわず、その付与条件を明確にし、速やかに認定をするための適切な措置を講ずる。	日本側は、JCCI会員企業が直面している問題点を列挙した事例のリスト（以下「リスト」という）を越側に送付しており、これには投資のインセンティブ付与の遅れの例も含まれている。越側は、この問題について日本側と会談し、協議した。		○			
	a-2) 越側は一旦与えた投資に関するインセンティブ、合法的な投資家の地位を、授与後の法令の変更や政策の変更を理由に、適及的にはもちろん、将来にわたっても撤回せず、付与時の条件に従い付与し続けるよう、関係当局に指示し、投資家のインセンティブを保護する措置を講ずる。	(i) 日本側は、付与されたインセンティブが当局により否定された実際のケースの記述を含むリストを越側に提出した。越側は日本側と協議し、リストに記載されたインセンティブの否定が法的根拠があるかどうかについて説明をした。 (ii) 日本側は、インセンティブが管轄機関によって否定されたJCCI会員企業の氏名、その内容の詳細を越側に示した。越側は、特別作業部会に、その問題の解決への支援を求めるよう示唆をした。上記JCCI会員企業の否定の問題は、ほぼ管轄機関によって解決されたため、特別作業部会に支援を要請するには至らなかった。			○		
	b) 越側はIRC/ERCに登録された通りの投資を行っていない場合、投資を約束通りに実施していない投資家の同意なしに、IRC/ERCに反映させるための投資法の施行令等の整備をする。	この約束通り投資をしない投資家の状況をその投資家の同意なくIRC、ERCに反映させる問題は、d)のその他投資法、企業法上の問題点の一つとして扱うことにした。					－
	c) 投資登録・企業登録の際に、法令で要求されていない資料を要求された事例、および今後要求される実際又は想定のある事例について、越側は日本側と協議し、それぞれの事例において法令上要求される文書と必要としない文書を明確にして、ポータル等でQ&A形式で公開する。実際に問題となった事例があればそれを利用して地方当局に対し、指導する体制を構築するよう努力する。また、フェーズ7でJCCIが、MPIに送った質問状の返答を早急に行う。	(i) 日本側は、法令で要求されていない資料を要求された事例を含むリストを送信した。越側は、リストに記載された実際の事例を確認し、そして、日本側との各会合にて、それぞれのリストされた資料に対する地方管轄機関の提出要求が法令上、正当であるかどうかについて説明をした。越側は、この問題の解決策として、JCCI会員が計画投資省の国家ポータルと企業登録機関の国家ポータルに直面している問題を投稿し、解決策を見つけることを提案した。 (ii) 要求されていないが、実際に特定の資料を要求された事例をリストした2019年10月10日付のオフィシャルレター第11/2019JCCI号について、JCCIは計画投資省から返信レターを受け取ったが、その返信レターは、株式・持ち分譲渡契約か、取引が完了したことを証明する文書の何れかを提出すればよいという点については回答しているも、株式、持ち分譲渡に伴う投資、企業登録において、支払いを完了したことの証明書は提出は不要である旨の確認についてはまだ回答していないので、日本側は後者の回答について待っているところである。 (iii) 日本側は、越側が示唆した計画投資省及び企業登録局の国家ポータルに問題を公開することで、投資、企業登録当局が法令で要求されていない資料を要求することを防ぐ機能を果たしているかどうかを検証することが必要であるため、このタスクはまだ未完了であると考えられる。				△	
d) 越側は、改正投資法・企業法を施行する政令、省令の草案を日本側に開示し、その内容につき日本側と協議をする。その際上記b)の問題等、日本側が具体的に指摘した問題点を改善する方策を、関連する法律、政令、省令案に取り入れることを検討する。	(i) 日本側は、JCCI会員企業が投資法と企業法が適用される案件を施行する際に問題を経験した実際の事例を詳述したリストを送付した。越側は、本件について日本側と面談、協議し、それぞれの事例について意見を述べ、越側は、国防及び安全保障に影響を与える可能性がある地域の定義及び投資登録機関を変更する場合のプロジェクト実施場所の変更手続きの未設定という問題を解決するために、関係当局が新しい政令を交付する予定であることを説明した。 (ii) 日本側がJCCI会員企業が直面している一つの工場移転に伴う補償金の未払いの事例の情報を越側に公表した。越側は、上記の問題に遭ったJCCI会員は問題解決策を見つけるために、特別作業部会に通知して、上記(ii)の事例について意見を提示するよう提案した。上記JCCIの会員企業は、地方の管轄機関の要求により、工場を別の場所に移転したところ、補償金の支払いが受けられなかったため、2023年2月8日、特別作業部会に書簡を送った。 (iii) リストに列挙された他の問題にはまだ解決されていない課題が残っており、その問題を解決するために、投資法及び企業法の施行を案内する規制を発行する必要があるため、日本側は、このタスクが完了したとは考えていない。				△		

日越共同イニシアティブ・フェーズ8 総括表

WT	行動計画（詳細はWT行動計画表に記載）	最終評価コメント	評価					
			◎	○	△	×	－	
WT 3 (労働環境)	a-1)	日本側及びベトナム側は、労働関連法令の現状の問題点、企業の課題を解決するために、①改正労働法、②労働安全衛生法、③賃金関連法規、④社会保険関連法規、⑤その他企業活動に大きな影響を与える労働関連法規に関する問題点について議論を行う	ベトナム側と日本側は、「最低賃金の改定」「ビジネスと人権」「改正雇用法」といった具体的な労働に関する課題に対して、12月15日にミーティングを開催し、有意義な議論を行った。中間評価会合時においても◎であったが、引き続き最終評価についても◎とする。	◎				
	a-2)	日本側は、a-1)において、日系企業の要望や日本における仕組・経験等をベトナム側にフィードバックする	日本側は、a-1)の議論実施時に、日本側の調査による賃金改定の状況に関して、日本企業側の現状について情報提供を行っている。一方議論の中で新たな課題と認識された「ビジネスと人権」といった案件については、今後情報提供の議論が開始される。よって本評価項目については、中間評価会合と同様の○とする。		○			
	a-3)	ベトナム側は、a-1)の議論結果を踏まえ、労働法令のうち不明確または企業の運営の実態に合わない規定について、関係機関へ提案する政令案に反映させるよう努力する	ベトナム側は、改正労働法に関して、運用が不明瞭な部分に対するQ&AをMOLISAのHPに掲載した。ベトナム側も改正労働法に関して、課題と思われる面について、企業の円滑な運営に寄与すべく対応を行っており、本評価項目については、中間評価会合から進捗が見られることから◎とする。	◎				
	b-1)	ベトナム側は日本側が労働関連法規・政令等の内容や運用について、理解を深める為の支援を行う	ベトナム側は、コロナ終息後、多くの労働法規関連のセミナーを開催している。また日本側の意見書に対する回答や問題発生時の個別の対応など、日本企業への支援を強化している。よって本評価項目については、中間評価会合時から進捗が見られることから◎とする。	◎				
	b-2)	ベトナム側は日本側が事業運営上直面する労働問題の解決に関する支援を行う	ベトナム側は、日本企業が直面する課題に対して、日本側からの意見書、問い合わせ、ミーティングの開催依頼等、柔軟に対応している。コロナ禍においては、決議105号が発行され、様々な緩和措置が取られた。昨年末に決議105号の期限が終了し一部「労働許可証の発行」などに関して、新たな課題が発生しているが、これらの課題についてもベトナム側は真摯に対応しており、最終評価としては◎とする。	◎				
	c-1)	日本側及びベトナム側は労働関連法規に関して、法改正や新規施策を展開する前に、事前に意見交換を行い、草案段階での意見聴取（MOLISA-JCC1）と具体的な提案（JCC1-MOLISA）を行う	ベトナム側は、労働関連法規の施行前には、日本側に意見聴取を行っており、日本側もそれに対する意見のフィードバックを行っている。現在も様々な法令草案について、ベトナム側の意見聴取が行われているところである。草案の意見聴取は既に行われており、適宜日本側からも意見・要望提案を行っていることから、本評価項目は◎とする。	◎				
c-2)	ベトナム側は、c-1)意見交換（規定の制定、改定時や定期的意見交換）を受け、事後の照会時の回答、省・市などのDOLISAでの回答などにおいて統一運用ができるよう働きかけを行う（MOLISA）	ベトナム側は日本側の意見に対して、MOLISAのHP上に2019年改正労働法に関するQ&Aを掲載し、改正労働法に関する企業の疑問などに対して回答を行うなど、統一運用に向けた努力を行っている。一方、決議105号の期限切れによる「労働許可証発行」の問題、有給休暇の取り扱いに関する細則など、引き続き議論の必要な課題が残っている。よって本評価項目については、中間評価会合と同様に○とする。		○				
WT 4 (PPP法)	a)	サブチーム1: Competitive Dialogue ① Competitive Dialogue (以下C/D) に関する日系企業の他国での先行事例のスタディ ② ①を踏まえ、ベトナムに於けるC/Dで、政府が公平性と透明性をどう担保するのかPPAとの実務協議実施 ③ ②の実務協議上、浮上した課題の抽出と日越共同イニシアティブの枠組みでの要望事項の策定・提示	・ベトナムのCompetitive Dialogueの特徴につき計画投資省公共調達庁（MPI/PPA）より説明あり。サブチーム1メンバーで投資家の視点から制度設計を検討を重ね、5月27日に改定案を申し入れ6月3日にPPAと打合せた。 ・尚、ベトナムと比較したインドネシア及びフィリピンのPPP法の制度及び取り組み状況に関する説明会を、西村あさひ法律事務所の協力を得て5月12日に開催済（日本側メンバーのみ）。		○			
	b)	サブチーム2: Mapping of Project Development ① 「Mapping on Support of Development Partners」(以下「Mapping」)の対象たる個別事業領域の洗い出し ② 「Mapping」各項目に於ける日系企業の要望事項の策定 ③ 上記①・②を踏まえたPPA及び関係機関との実務協議実施 ④ ③の実務協議上浮上した課題の抽出と日越共同イニシアティブの枠組みでの要望事項の策定・提示	・Mappingの活用に関し計画投資省（MPI/PPA）から起案、WT4に協力要請があったが、特筆すべき進展はない。一方、多段階のMappingのSessionの一つに具体的なPPP案件の問題を意見交換するSessionがあり、ここに日本企業の参加が求められていたが、足元で該当する案件が見当たらないのが実態。 ・MPI/PPAは7月にADBとの共催で Mapping of Project Developmentに関するセミナーの開催を予定している。			△		
	c)	サブチーム3: Bankability ① Bankability確保に向けた主な論点につき、改めて越側に要望していく。PPAとの個別対話の他、サブチーム2を通じた提言、セミナー等での越側への情報提供も視野。 ② 個別PPP案件は投資家と越側とが交渉の主体となる為、投資家よりBankabilityの論点を明確にした交渉を行って頂くことが肝要。ゆえに投資家・金融機関でBankabilityの課題につき共通認識を持つよう十分に連携。 ③ IPP案件のBankabilityとも関係する為、活動内容はWT6にも共有。	・2022年12月1日に商工省と共同で「ベトナムの電力セクター発展に向けた日越協力に関するワークショップ」を開催した。当日は日越双方の電力関係者115名が会場に詰めかけ、また160名がオンラインで参加した。会合では、エネルギー研究所（IE）やベトナム電力公社（EVN）から電源開発計画の現状や課題について説明があると共に、日本側からは資源エネルギー庁がアジアでのエネルギー移行支援やアジアゼロエミッション構想を披露、日本企業の脱炭素施策・技術を紹介した。 ・Bankabilityについても、日系銀行がベトナム電力セクターへの長期資金融資のカギとなるBankabilityの確保について政策提言を行った。 ・ワークショップのフォローアップとして、外貨兌換保証とRevenue Sharingに関する改善点についても日越双方で協議中。		○			

日越共同イニシアティブ・フェーズ8 総括表

WT	行動計画（詳細はWT行動計画表に記載）	最終評価コメント	評価					
			◎	○	△	×	－	
WT 5（証券市場及び国営企業の改革）	a-1)	日本側は、日本の企業・投資家によるベトナム市場・ベトナム企業への投資促進の観点から未解決の課題を整理し、ベトナム側の意見や要望も聴取のうえ、本フェーズ中に取り組みべき「重要性の高い課題」を、とりまとめる。		○				
	a-2)	日本側は、a-1)の「重要性の高い課題」について、その解決に向けた情報提供や改善提案（可能であればセミナー、ワークショップ等の開催を含む）をベトナム側に対し行う		○				
	a-3)	ベトナム側は、a-1)a-2)を受け、自らが必要と認めた措置を、VSE規則の制定、オフィシャルレターの発出、マニュアル類の整備などにてできる限り反映させる	・現在、SSCにおいて市場監視マニュアルを作成中。 ・本年3月21日にハノイでJICAプロジェクトのクロージングセミナーを開催し、日越の投資家等に対し、「2021-2030年のベトナム証券市場発展戦略」の内容と日越双方のこれまでの活動成果等を説明する予定。		○			
	a-4)	日越双方は、本フェーズ最終会合までに、本フェーズで得られた成果と残された課題を確認する	・本年1月のSSC幹部職員向け訪日研修の際、日越双方はこれまでの活動成果と残された課題について議論を行い、残された課題の解決に向けて今後も協力を継続していくことを確認した。		○			
	b-1)	日本側は、国営企業の株式化と国家資本の売却に関する二つの政令（政令126/2017、政令32/2018）を改正する政令（現在ベトナム政府内で作成中）の内容、国営企業株式のブックビルディングによる売却に関する通達（通達21/2019）の施行状況、国家資本管理法（法律69/2014）の改正の可能性、最近の国営企業の株式化や国家資本の売却の進捗状況、国家資本管理委員会（CMSC）の活動状況などについてレビューを行い、必要があればベトナム側との間でクラリフィケーションや意見交換を行う	・CMSCが作成した「外国戦略投資家への国家資本売却に関するプロジェクト」の承認に関する首相決定（案）についてコメント送付、協議済 ・国営企業に投資している日系企業から全社ヒアリングを実施し、出資経緯、追加出資検討にかかるネック（出資先企業のカバランス体制の未整備、出資時の制度についての課題等）等を聴取 ・外国の民営化事例についてCMSC宛情報提供を実施 ・CMSCに対し日系戦略投資家候補を紹介 ・MOF（OFD）とSoE改革の趣旨について議論、その成果として、3月1日に、日系戦略投資家向けセミナーを開催（詳細b-3参照）		○			
	b-2)	日本側は、b-2)を踏まえ、日本の企業・投資家によるベトナム市場・ベトナム企業への投資促進の観点から未解決の課題を整理し、ベトナム側の意見や要望も聴取のうえ、本フェーズ中に取り組みべき「重要性の高い課題」を、とりまとめる	・法制度の改正（CMSCと協議実施）、日系投資家向けの国営企業紹介の機会創出（詳細b-3参照）、M&Aに関する国際基準のベトナムにおける浸透促進についてベトナム側と協議		○			
	b-3)	日本側は、b-2)の「重要性の高い課題」について、その解決に向けた情報提供や改善提案（可能であればセミナー、ワークショップ等の開催を含む）をベトナム側に対し行う	・日系投資家向けの国営企業紹介の機会創出として、100社を超える日系投資家を集め、MOF及び国営企業3社（LILAMA、Viglacera、VIMC（IBVinalines））による説明などを行うWSを開催（3月1日）		○			
	b-5)	ベトナム側は、b-3)の日本側アクションを受け、自らが必要と認めた措置を、国家資本管理法の改正、政令・通達の改正、オフィシャルレターの発出、マニュアルの整備などにてできる限り反映させる	・CMSCが作成した「外国戦略投資家への国家資本売却に関するプロジェクト」の承認に関する首相決定（案）について、当方で送付したコメントに対するベトナム側対応をフォロー		○			
WT 6-1（電源ベストミックス）	a)	日本側はベトナム電源ベストミックスの具体的な実施に関する施策を提案する	・2021年2月22日に公表された第8次国家電源開発計画（PDP8）草案に対し、同年3月8日付で提言レターを提出した。 ・2022年11月2日に商工省アン副大臣と面談。Bankabilityや安定供給などへの日本側からの提言に対しても、前向きに検討したい旨の回答があった。 ・2022年12月1日に商工省EREAと日本側（WT6及びWT4）の共同で、「ベトナムの電力セクター発展に向けた日越協力に関するワークショップ」を開催した。当日は日越双方の電力関係者115名が会場で、また約160名がオンラインで参加した。会合では、エネルギー研究所（IE）やベトナム電力公社（EVN）から電源開発計画の現状や課題について説明があると共に、日本側からは資源エネルギー庁からのエネルギー移行支援やアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想を披露、日本企業が脱炭素施策・技術を紹介した。 ・2022年11月3日に、ベトナム電力セクターの法令・制度への理解を深める為の勉強会を日本側で実施。今後もPDP8草案の勉強会など継続的に開催予定。電力価格長期見通しに関するJBIC調査結果に関しては、ベトナム側にも共有予定。	◎				
	a-1)	日本側は巨額発電事業の資金調達をプロジェクトファイナンスで進める際のBankability改善策の提案をする	・上述2022年12月1日の会合において、日系銀行がベトナム電力セクターへの長期資金融資のカギとなるBankabilityの確保について政策提言を行った。 ・制度枠組みの更なる発展へ具体的提案に繋げるべく、JBICの法制調査活用を含め、今後も活動を継続予定。	◎				
	a-2)	日本側は既存石炭火力発電所の効率改善・アンモニア混焼技術の導入・脱硫・脱硝装置導入等の環境対応を推進するインセンティブ付与（EVN等による電力価格転嫁の許容）の提案をする	・PDP8に対する上述2021年3月8日付提言において、環境・脱炭素対策費用の負担も含めた電力料金制度改革も述べた。 ・上述2022年12月1日の会合において、日系企業3社から各社が推進する脱炭素施策や技術を紹介した。		○			
	a-3)	日本側は送配電分野への民間投資促進に資する制度環境づくりを提案する	・PDP8に対する上述2021年3月8日付提言において、再エネ導入促進の為の送電網の拡充、低ロス送電線など高効率な先進技術の導入の必要性を述べた。2022年1月11日、電圧法が改正され送電網拡充のための民間投資受入が可能となった（Law No. 03/2022/QH15）。		○			

日越共同イニシアティブ・フェーズ8 総括表

WT	行動計画（詳細はWT行動計画表に記載）		最終評価コメント	評価				
				◎	○	△	×	－
WT 6-2（太陽光発電）	a)	分散型電源を通じた電力インフラの強靱化に貢献できるよう、課題抽出と改善を図る	<ul style="list-style-type: none"> 電力インフラ強靱化に向け、多数の日本企業が日本政府のJCM制度やJBIC融資を活用しつつ、ベトナムにおける自家消費型の屋根置き太陽光発電案件を積極的に形成・実現。 複数回の商工省ワーキングレベルとの面談を通じ、日本側が感じている課題の共有、課題解決に向けた議論ができた。 22年11月2日に商工省アン副大臣と面談。日本側の要望を伝え、越側も屋根置き太陽光は促進する方向との回答を得、前向きな議論ができた。 上述のワークショップにおいても自家消費型の屋根置き太陽光発電など、分散型電源の開発の重要性及び方向性を双方向から確認することができた。 	◎				
	a-1)	日本側は屋根置きを含む太陽光発電に於ける、ライセンス及びPDP登録除外の関値の緩和（例：1MW→3MW）を提案する	<ul style="list-style-type: none"> 複数回の商工省ワーキングレベルとの面談にて、日本側から提案を実施。 PDP8制定の遅れから、具体的な協議にまだ至らなかった。 			△		
	a-2)	日本側は地上及び水上太陽光発電を活用した民間企業同士の電力売買の法令上の根拠の明確化の提案をする	<ul style="list-style-type: none"> DPPA制度に関する日本側の提言レター（2021年6月、2022年6月）や商工省ワーキングレベルとの複数回の面談にて、日本側の懸念等を共有。未だDPPAパイロット制度が最終化されていないことから、今後も日本側としてフォローアップ及び必要に応じ提言活動を継続する。 		○			
	a-3)	日本側はインセンティブとして設置する太陽光のある一定面積を緑地面積にカウント、安定供給のための設備（例：蓄電池等）導入の促進を提案する	<ul style="list-style-type: none"> 複数回の商工省ワーキングレベルとの面談にて、日本側から提案を実施。 PDP8制定の遅れから、具体的な協議にまだ至らなかった。 			△		
	a-4)	日本側は必要に応じ民間事業者における事業化に向けた課題・改善策を提示する	<ul style="list-style-type: none"> 22年10月3日に日本側より首相宛に屋根置き太陽光発電の推進に関する提言を含めた意見書（建築・消防申請、EVN接続登録など）を提出。MOITにおける本提言内容を含めた検討が期待される。 	◎				
WT 6-3（再生可能エネルギー）	a)	日本側及びベトナム側は、再エネ事業促進に資する制度・運用改善を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 分散型電源を通じた電力インフラの強靱化に向け、太陽光・風力を対象とするDPPAメカニズムに関して、2021年度から日本側の提言レター（2021年6月、2022年6月）の発出や商工省ERAVとの対話を含め、活発な意見交換を推進、2022年度も6月と10月に二度会合を持った。 しかしながら、その後ベトナム政府内でPDP8の審議が継続中で、DPPAについても最終制度案が確定していない。 		○			
	a-1)	ベトナム側は首相決定に明記されている風力発電と太陽光発電について、適切かつスピーディーな入札制度の導入を図る	<ul style="list-style-type: none"> 風力・太陽光の入札制度は未だ提示されていない。 一方、FIT期限までに連開できなかった太陽光・風力発電案件の救済のための暫定FIT価格につき、23年1月7日付で商工省が決定21号を発出した。これが今後の市場価格のベンチマークになり得、一歩前進と考えられる。 		○			
	a-2)	ベトナム側は首相決定に明記されていないバイオマス発電と廃棄物発電について、現在のFIT価格の経済的根拠を開示する	<ul style="list-style-type: none"> 日越間で本件について議論するに至っていない。 					-
	a-3)	日本側はa-2)を参考に独自の経済計算に基づくFIT価格を日本企業群として提案する	<ul style="list-style-type: none"> 日越間で本件について議論するに至っていない。 					-
WT 7（LNG輸入促進・普及）	a-1)	日本側は天然ガスパイプラインの投資・建設の実現に必要な許認可取得手続きの全体を網羅的に把握する（プレキックオフ～キックオフ）	日本側での代表的なガス・パイプライン建設から運用までに関わる大まかな手続き（フローチャート）を作成、全体像を把握した		○			
	a-2)	日本側はa-1)の内容に基づき、各手続きと必要作業につき管轄省庁と確認の上、日本側知見の共有によって手続きの効率化・高度化を図ることが可能と思われる手続き・法規制・規定内容を特定する（プレキックオフ～キックオフ）	上述のフローチャートにおいて、議論を複雑化させないようにEPC部分（ガス・パイプライン建設）を特定の上、越商工省（MOIT）と議論することとした			○		
	b)	特定した手続き・法規制・規定内容に対し、管轄省庁への日本側知見の共有と、効率化と高度化を目指した日越双方方向での協議を実施する（キックオフ以降）	越MOITに対して上述のフローチャートの提示、並びに説明を行うキックオフミーティングを4月に実施済み（また、月次打合せにて進捗確認すること合意済み）			○		
	c)	ベトナム側は効率化、或いは、高度化の施策（※）を管轄省庁による発信の形で具体化する（例：既存法規制の改訂、所管手続き効率化を実現しうるガイドライン・内規等の作成、等） ※各管轄省庁の同意を得られる形と範囲での施策とする（キックオフ以降）	越側からガスパイプライン離隔距離に関する日本側の事例に関する質問があり、日本側の知見についてアドバイスを実施した。その結果、年内にMOITが発行予定のガス・パイプライン関連法案に日本側のアドバイスを織り込むべく検討されていることを書面に確認することが出来た。			○		

日越共同イニシアティブ・フェーズ8 総括表

WT	行動計画（詳細はWT行動計画表に記載）	最終評価コメント	評価				
			◎	○	△	×	－
WT 8（土地法改正）	a)	MONREのGDLAの2013年土地法及びその他の対策における有効性とそれらの実施について調査へ支援する。2013年土地法の実施における課題を特定して評価する。2013年土地法改正に向けた調査の為に必要な内容を提案する。	◎				
	b)	土地管理分野における日本と国際的な経験について共有する。例えば、国が土地を回収する際の土地回収、補償及び支援の経験。土地法実施状況の監査・検査および違反処分に関する経験、土地使用戦略、企画・計画に関する経験など。セミナーやワークショップを通じて、双方が合意した内容について、情報や経験を共有する。		○			
	c)	土地登記、土地データベース、土地情報システムに関する日本と国際的な経験について共有する。		○			
	d)	ベトナム側は、土地使用権および不動産に関する抵当権、土地使用料、土地使用計画等を含めた土地情報を、簡易な手続きでベトナム全土から確認可能とする制度・仕組みに関する日本および国際的な経験を共有する。ベトナム側はそれを検討し、ベトナムの規定に従って適切な内容を取り入れる。				△	
	e)	ベトナム側は、土地法改正のスケジュールに関する情報およびその他の関連資料をベトナムのルールに従って日本側に共有する（土地法ドラフトの共有について協議中。）。	◎				
	f)	日本側はMONREのGDLAの職員向け可能な限りで短期および長期の日本での対面およびオンラインによるトレーニングコースの実施を支援し、日本の経験に関する資料を共有する。		○			
WT 9（裾野産業）	a-1)	日越双方は協力して、Co-vid19の流行により影響を受けたベトナム企業に対する支援制度の利用方法の明確化と広報を行う。1.日本側と越側は共に、企業へ向けた優遇制度・支援制度に関するセミナー資料を作成する。2.越側は作成された資料を一般企業に向けて公開する。3.日本側とベトナム側は、日系企業とベトナム企業に向け、作成した説明資料を用いた合同セミナーを開催する					－
	a-2)	日本側は日系企業に対してアンケートを行い、Co-vid19の影響における拠点の見直しの可能性、期待する支援策、現地調達先の検索やその障壁などの調査を行い、越側へ共有する	◎				
	a-3)	越側はベトナム企業と日本企業による支援制度の利用件数を日本側へ共有する		○			
	a-4)	日本側は、裾野産業支援を含む工業法（仮題）草案準備を支援する。支援の詳細は、ベトナム側と日本側で検討の上、合意する。			○		
	a-5)	a-1～3)の結果を踏まえ、日越双方は今後必要となる支援策や既存の支援策を利用する際の障害となっている事項を洗い出し、解決方法を検討し改善する			○		
	b-1)	日本側は、日系裾野産業企業による「循環型人材育成」などのベトナム人材確保・育成の成功事例を集め、越側に共有する	◎				
	b-2)	日越双方は、成功事例に続く企業を増やすために実施する新たな取り組みを検討し、開始時期を決定する	◎				
	b-3)	新たな取り組みを通じたパイロット案件の立ち上げを目指す	◎				

日越共同イニシアティブ・フェーズ8 総括表

WT	行動計画（詳細はWT行動計画表に記載）	最終評価コメント	評価				
			◎	○	△	×	—
WT10（国立イノベーションセンター（NIC）の活動と地域や企業でのイノベーション活動の促進）	WT-10の活動を進めるに際しての日本側と関係者とNICの協力関係に関する覚書の締結	2022年5月1日にMOUを交換	◎				
	a) 【WT-10の活動の基本となる精査すべき政令の抽出と日本側関連組織のスクリーニング】						
	a-1) 精査すべき政令の抽出（活動内容、活動範囲の大体の決定）	注力すべき政令の確認。・投資法2020年版 ・中小企業支援法2017年版 ・No.31/2021/ND-CP（21年3月26日付）：投資法の施行細則 ・No.80/2021/ND-CP（21年8月26日付）：中小企業支援法の施行細則 No.1269/QD-TTg/ハノイ：ベトナム国立イノベーションセンター（NIC）の設立 No.94/2020/ND-CP/ハノイ：NICの優先メカニズムと政策 No.38/2018/ND-CP/ハノイ：中小規模のスタートアップ企業への投資	◎				
	a-2) 抽出された政令に関連する機能を保有する日本の組織の抽出	METI：No.1269/QD-TTg、No.94/2020/ND-CP、No.38/2018/ND-CP 中小企業庁：No.1269/QD-TTg、No.94/2020/ND-CP、No.38/2018/ND-CP JIC：No.38/2018/ND-CP		○			
	b) 【WT-10の活動の基本となる精査すべき政令の抽出と日本側関連組織のスクリーニング】 a-2)で選定された組織の本体と関連機能の紹介（日本での事例紹介含む）						
	b-1) METIの関連機能（総合政策ほか）	関連機能が示されたWeb Siteの紹介。		○			
	b-2) 中小企業庁の関連機能（METIで決定された政策の実行）	関連機能が示されたWeb Siteの紹介。		○			
	b-3) JICの関連機能（Fund機能）	関連機能が示されたWeb Siteの紹介。		○			
	c) マッチング制度の開始 日本企業（元請）X越企業（開発）、越企業（元請）X日本企業（開発）など様々なフォーメーションを考慮した上でのマッチングシステムの確立	既にJETRO、NICが開始しているスキームを活用し、マッチング制度の拡充を図る。					
	c-1) JETROスキームの適用可否確認（JETRO殿が開始されたスキームであるためにJETRO殿の意向確認が不可欠）	JETRO殿より適用可とのコメントいただき、NICと協議の結果、WT-10としても今後このスキームを活用させて頂くことを決定。		○			
	c-2) 参加企業を充実させるためのJCCI、JCCHへの加盟企業の参画依頼の発信	JCCIおよびJCCHのIT部会に参加の検討を要請。		○			
	c-3) ベトナム側候補企業のリストアップ（日本企業の参画を促すうえでもベトナム企業の事前のプロフィールは必須）	活動計画に従ってNIC側作業完了後に日本側に提示されることで合意。		○			
	d) 勉強会、カンファレンス、セミナーの開催（越側が重点分野や重点制度を決定するための日本側関係機関、（日本政府による育成支援を受けた）日本企業、ベトナム企業とのパートナーリングを検討している日本企業との交流）	2022年10月から2023年3月での実施を検討。					
	d-1) 日本の制度の紹介、その制度に恩恵を受けた企業のコメント紹介etc.	カンファレンス、セミナー実施時に行う。		○			
	d-2) 注力すべき事業分野、確立すべき制度（Fund）&（支援制度：補助金、税制優遇など）に関する意見交換	カンファレンス、セミナー実施時に行う。		○			
	d-3) 重視すべき分野決定後の日本側からの具体的なサポート方法について協議。 ① 具体的な施策に対するアドバイス ② 技術育成あるいは技術伝播の方法など	カンファレンス、セミナー実施時に協議するものとする。					—
	d-4) d-3)項の②を実現する施策としてのモデルプロジェクトの共同実施の検討	日本側よりNICに進言したい技術伝播の主要な方策。					—
	e) 関連法案整備						
	e-1) NICが実施したい施策の再確認	1. イノベーションの促進に関する法規文書、2. NICの優先メカニズムと政策に関する2020年8月21日付けの政令No.94/2020 / ND-CPを改正する政令、3. ベンチャーキャピタルファンドに関するガイドライン			△		
	e-2) NICが実施したい施策の優先順位に関する協議	NICの優先メカニズムと政策に関する2020年8月21日付けの政令No.94/2020 / ND-CPを改正（2022年～2023年） イノベーションの促進に関する法規文書（2023年） ベンチャーキャピタルファンドに関するガイドライン（2023年）			△		
e-3) 優先順位に沿った法整備支援（アドバイス）の実施	NICの優先メカニズムと政策に関する2020年8月21日付けの政令No.94/2020 / ND-CPを改正（2022年～2023年） イノベーションの促進に関する法規文書（2023年） ベンチャーキャピタルファンドに関するガイドライン（2023年）					—	
f) 日越共同イニシアティブ第9フェーズへの持ち越し事項と新規取り組み事項の決定	—					—	

日越共同イニシアティブ・フェーズ8 総括表

WT	行動計画（詳細はWT行動計画表に記載）	最終評価コメント	評価				
			◎	○	△	×	—
WT11（高度な人材の育成）	a) (準備) 職業技能訓練施設の現在の活動及び訓練状況、認定制度に関する過去の取組・現在の状況・将来の方向性について、関係者全員で確認し共通認識を持つ。	MOLISAより、職業訓練学校の情報提供があった。認定制度について、厚生労働省事業『技能評価システム移転促進事業（略称：SESP）』を担当するJTB様より説明を受けた。個別の情報提供、日越間の議論により、関係者で共通認識を持つことができた。	◎				
	b) ベトナムにおける日系企業の人材需要状況について確認する。その結果に基づき、人材需給ギャップ状況を確認する。	2022年10月、日系製造業対象に、職業訓練学校と認定制度の認知度や需要等のアンケート調査（南部 Rondouk 工業団地、ロテコ工業団地、北部タンロン工業団地の入居企業129社）を行い、集計結果と分析をMOLISAと共有した。	◎				
	c) 職業技能訓練施設とベトナムにおける日系企業との連携強化に向け、 ①職業技能訓練施設は上記（1）を通じて明らかになった需給ギャップを埋める為の行動計画を作成し、WT11はこの作成支援を行う。 ②人材の需要と供給を繋ぐために、職業訓練施設よりベトナムにおける日系企業に対し活動紹介を行う。	覚書を締結した南北の職業訓練施設と日系工業団地の入居企業間で、授業カリキュラムへの助言／教員や指導者の研修として、工場見学の受入れ／学生のインターンの受入れを行った。卒業生の採用マッチング制度については、卒業シーズン（6～7月）前の2023年4～5月頃に実施予定。 職業訓練施設に対する日系企業の認知度を上げる為、ベトナム全国の職業訓練施設のリストを作成し、JCCI会員企業や日系工業団地に展開した。		○			
	d) MOLISAが進める職業技能に関する認定制度構築に協力するために、日系企業とMOLISAの間で対話会を開催し、日系企業側から需要の説明及び助言を行う。	日系企業へのインタビュー（職業訓練学校の学生へのアドバイス、卒業生に期待すること）学生の企業訪問の様子をまとめたビデオと報告書を制作し、MOLISAに提供した。MOLISAにてWebサイトを通じて全国の職業訓練施設に展開した。		○			
	e) MOLISAが策定する職業技能訓練及び認定制度に関するガイドライン及び／又は政策提言に繋げる為に、上記 b) - d) の一連の活動経過・結果を書面に纏め、これを基に、MOLISAと日系企業との間での報告・意見交換会を行う。	一連の活動経過・結果の書面を2月17日に提出し、報告・意見交換会を行った。		○			
11WT	81項目		20	44	9	0	8